**美濃加茂市富加町中学校組合立双葉中学校**

**保護者クラブ規約**

**第１章 規約制定の趣旨**

第１条 双葉中学校の部活動規約に基づき、双葉中学校保護者クラブ（以下「保護者クラブ」という。）の運営に関する事項について定める。

**第２章 総則**

（位置付け）

第２条 保護者クラブとは、双葉中学校で実施されている部活動と同種目の活動で、保護者が運営するクラブ活動とする。

第３条 保護者クラブへの参加は、双葉中学校の各部活動に所属する生徒のうち、本人及び保護者が希望する者とする。

第４条 保護者クラブが、部活動を補完することを踏まえ、部活動の目的に準じて行うこととし、勝利至上主義的な指導になったり、過度な練習時間となったりしないよう適切に活動することとする。

**第３章 保護者クラブの参加申し込み及び取り消し**

第５条 保護者クラブは、その代表が１年ごとに別に定める「保護者クラブ活動申請書(様式１)」を校長に提出し、承認された場合に実施できることとする。

第６条 生徒の参加申し込みは、別に定める「保護者クラブ参加申込書（様式２）」を保護者クラブ代表に提出することで完了する。なお、申込書はクラブ保護者会で管理することとし、クラブ員名簿の作成・配布等については、クラブ保護者会で協議することとする。

第７条 クラブの活動期間は１年間を原則とし、毎年度手続きを実施することとする。

第８条 年度途中に保護者クラブの参加申し込みを取り消す場合については、随時 、別に定める「保護者クラブ参加申込取り消し届（様式３）」を保護者クラブ代表に提出することとする。

**第４章 組織**

（生徒）

第９条 各保護者クラブにおいて生徒代表１名を選出すること。なお、選出の方法はクラブ

ごとに決定すること。なお、部活動の生徒代表（部長）が該当クラブの生徒代表を兼任することが望ましいが、各クラブの実情を考慮し適切に選出すること。

（保護者）

第１０条 各保護者クラブにおいて、活動に参加する生徒の保護者は、クラブの運営、管理に責任をもつこととする。

第１１条 クラブ運営については、活動に参加する保護者からなる「クラブ保護者会」を組織し、年１回以上の会合を開いて運営方針等について協議し、決定することとする。

第１２条 第１１条に定める会合において、該当クラブの保護者会代表１名を選出する。なお、部活動の保護者会の代表が該当クラブ代表を兼任することが望ましいが、各クラブの実情を考慮し適切に選出する。

**第５章 指導者**

（指導者）

第１３条 各クラブの指導者は第１１条に定める会合での承認を得て、保護者クラブ及び学

校長から委嘱された者とする。

第１４条 指導者の委嘱期間は1年間とし、委嘱期間であっても教育的活動から大きく逸脱

するとき、その他指導者の責めに帰す事由により、委嘱を継続することが適当で

ないと認めるときは、委嘱期間内であっても解嘱できるものとする。

第１５条 クラブ指導者の謝金等は、各クラブ内で検討し、決定する。

**第６章 保護者クラブの約束等**

第１６条 各クラブの活動及び運営の責任者は所属する生徒の保護者とし、保護者の監督

下で活動するものとする。

第１７条 道具等については、部活動と共有して利用する。

第１８条 活動する学校施設等の鍵については、複製を禁止とし、練習ごとに保護者クラブに貸し出すこととする。

第１９条 保護者クラブの運営にあたっては、基本的に部活動規約に準ずることとする。し

たがって、校長の判断により活動を停止する場合もある。

**第７章 活動計画**

第２０条 各クラブは毎月１０日までに活動希望日を部活動顧問に伝える。他のクラブとの

場所の重なりを避けるために、部活動担当者が作成する活動計画表に従って活動

する。

**第８章 事故及び怪我の対応**

第２１条 事故や怪我が発生した場合は、保護者会及びクラブ指導者は受傷者への対応を優先するとともに、早急に当該生徒の保護者へ連絡する。なお、病院等を受診した場合は、学校にその旨の連絡を入れる。

第２２条 保護者クラブの活動における傷害等については、保護者クラブ加入者（外部指導者を含む）が、別途スポーツ傷害保険や賠償責任保険に任意に加入することとする。

**第９章 対外試合の実施と参加**

第２３条 保護者クラブとしての対外試合の実施及びその移動については、クラブ内で検討の上で決定することとする。ただし、生徒・保護者の過重負担にならないように十分留意すること。

**第１０章 クラブ予算**

第２４条 各クラブにおいて、活動に必要な費用を個人に過重な負担がない範囲で徴収することとする。なお、徴収の金額及び方法については、各クラブ保護者会で決定する。

第２５条 クラブの予算は部活動の予算と明確に区別し、各クラブで定める複数の役員が管理するとともに、会計事務に直接携わらない役員が必ず会計監査を行う。

**第１１章 その他**

第２６条 第１条にあるように、本規約は部活動規約に基づくことから、万一、本規約が定める内容と部活動規約の内容に矛盾が生じた場合は、部活動規約を優先することとする。

第２７条 本規約の改正は、保護者クラブ代表者会の協議において改正案を作成し、それを校長が承認した場合に行われることとする。

第２８条 部活動規約及び本規約に基づき、各クラブの運営に関する詳細は、各クラブで定める。